

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則.....	(税務課)	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	(税務課)	9
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則.....	(子ども政策企画課)	10

訓 令

○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	(人事課)	11
---------------------------	-------	----

規 則

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年7月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第57号

北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則
(北海道税条例施行規則の一部改正)

第1条 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び検査」を「、検査、提示及び提出の要求並びに留置き」に改める。

第4条第1項中「又は検査」を「、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

第6条第2項中「及び検査」を「、検査、提示及び提出の要求並びに留置き」に改める。

第9条中「作成」の次に「又は保存」を加え、「その他の人」を「その他人」に改める。

第16条の3第2項及び第3項を削る。

第39条の7第1項第1号中「及び検査」を「、検査、提示及び提出の要求並びに留置き」に改める。

第40条の2中「第71条の14第6項」を「第71条の14第7項」に改める。

第40条の3の3第1項中「及び検査」を「、検査、提示及び提出の要求並びに留置き」に改める。

第40条の4中「第71条の35第7項」を「第71条の35第8項」に改め、「（同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額）」を削る。

第40条の5中「第71条の55第7項」を「第71条の55第8項」に改め、「（同条第2項の規定の適用がある場合においては、同項の規定による加算後の金額）」を削る。

第41条の5中「第72条の46第6項」を「第72条の46第7項」に改める。

第41条の8第1項第1号中「及び検査」を「、検査、提示及び提出の要求並びに留置き」に改める。

第49条の7第1項第3号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第49条の10中「第74条の23第6項」を「第74条の23第7項」に改める。

第55条の2から第57条の2の2までを削り、第55条の次に次の1条を加える。

第56条 削除

第57条の3中「第90条第6項」を「第90条第7項」に改め、同条を第57条とする。

第66条の3中「第144条の47第6項」を「第144条の47第7項」に改める。

第67条の15の9中「第171条第6項」を「第171条第7項」に改める。

別記第1号様式（表）及び同様式（裏）注意1の事項中「質問し、又は検査」を「質問、検査、提示又は提出の要求」に改め、同様式（裏）末尾欄外摘要2の事項中「洋服、ワイシャツ及びネクタイを着装した」を削り、「はり付け」を「貼り付け」に改める。

別記第1号様式の2（裏）末尾欄外摘要2の事項及び別記第1号様式の3（裏）末尾欄外摘要2の事項中「洋服、ワイシャツ及びネクタイを着装した」を削り、「はり付け」を「貼り付け」に改める。

別記第1号様式の4の2中「及び検査」を「、検査、提示及び提出の要求並びに留置き」に改める。

別記第48号様式の2（表）中

加 算 金	区 分	対 象 税 額 (円)	率 (%)	金 額 (円)	を
	過 少 申 告 加 算 金				
	不 申 告 加 算 金				
金	重 加 算 金				
	計			⑤	

			$\overline{100}$				$\cdot$	$\cdot$		$\overline{100}$			$\overline{100}$		
	$\cdot$		$\overline{100}$				$\cdot$	$\cdot$		$\overline{100}$			$\overline{100}$		
	$\cdot$		$\overline{100}$				$\cdot$	$\cdot$		$\overline{100}$			$\overline{100}$		
	$\cdot$		$\overline{100}$				$\cdot$	$\cdot$		$\overline{100}$			$\overline{100}$		
	$\cdot$		$\overline{100}$				$\cdot$	$\cdot$		$\overline{100}$			$\overline{100}$		
	$\cdot$		$\overline{100}$				$\cdot$	$\cdot$		$\overline{100}$			$\overline{100}$		

改め、同様式その１（裏）注意１の事項中「隠ぺい」を「隠蔽」に改め、同様式その２（表）中

					円	円	— 100	円
							— 100	
							— 100	
							— 100	
							— 100	
							— 100	

を

				円	円	$\frac{\rule{1cm}{0.4pt}}{100}$	円
	.	.	.	.	.	$\frac{\rule{1cm}{0.4pt}}{100}$	
						$\frac{\rule{1cm}{0.4pt}}{100}$	
	.	.	.	.	.	$\frac{\rule{1cm}{0.4pt}}{100}$	
						$\frac{\rule{1cm}{0.4pt}}{100}$	
	.	.	.	.	.	$\frac{\rule{1cm}{0.4pt}}{100}$	
						$\frac{\rule{1cm}{0.4pt}}{100}$	

別記第57号様式の2の2中

	円	円
	円	円

	円	円
	円	円

The diagram illustrates the construction of a 10x10 grid from a 5x5 grid. The 5x5 grid on the left has a wavy bottom edge and contains the number 100 in the top-right cell of each 2x2 subgrid. The 10x10 grid on the right is formed by doubling the 5x5 grid, with the number 100 appearing in the top-right cell of each 4x4 subgrid. A central label 'を' (wo) indicates the relationship between the two grids.

項中「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

別記第58号様式の2の5中「第57条の3」を「第57条」に改め、同様式その1中

円	$\overline{100}$	円
	$\overline{100}$	
	$\overline{\quad\quad}$	

円	$\overline{100}$	円
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
	$\overline{\quad\quad}$	

	100	
	100	

を

	100	
	100	
	100	

に改め、同様式

	100	
	100	③

	100	
	100	
	100	③

その1末尾欄外摘要1の事項中「隠ぺい」を「隠蔽」に改め、同様式その2中

月分	・	・	・	・	円	円	100	円	円
							100		
月分	・	・	・	・	円	円	100	円	円
							100		
月分	・	・	・	・	円	円	100	円	円
							100		

を

月分	・	・	・	・	円	円	100	円	円
							100		
							100		
							100		
月分	・	・	・	・	円	円	100	円	円
							100		
							100		

に

月分	.	.	.	.		<u>100</u>		
						<u>100</u>		
						<u>100</u>		

改める。

別記第66号様式の4その1（表）中

年	更正決定分	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	円	円
	申告分											
	不足分											
月分	更正決定分											
	申告分											
	不足分											
年	更正決定分											
	申告分											
	不足分											
月分	更正決定分											
	申告分											
	不足分											

を

年	更正決定分	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	円	円
	申告分											
	不足分											
月分	更正決定分											
	申告分											
	不足分											
年	更正決定分											
	申告分											
	不足分											
月分	更正決定分											
	申告分											
	不足分											

に、

年	.	.	.	.	円	<u>100</u>	円	円	円	円	円	円
						<u>100</u>						
月分	.	.	.	.		<u>100</u>						
						<u>100</u>						
年	.	.	.	.		<u>100</u>						
						<u>100</u>						

を

月分				$\frac{\text{―}}{100}$			$\frac{\text{―}}{100}$				
年	・	・	・	$\frac{\text{―}}{100}$			$\frac{\text{―}}{100}$			$\frac{\text{―}}{100}$	
月分				$\frac{\text{―}}{100}$			$\frac{\text{―}}{100}$				

年	・	・		円 $\frac{\text{―}}{100}$		円 $\frac{\text{―}}{100}$		円 $\frac{\text{―}}{100}$		円 $\frac{\text{―}}{100}$		円 $\frac{\text{―}}{100}$
月分				$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$
年	・	・		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$
月分				$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$		$\frac{\text{―}}{100}$

に

改め、同様式その2中

年	更正決定分	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	円	円
月分	申告分													
月分	不足分													
年	更正決定分													
月分	申告分													
月分	不足分													
年	更正決定分													
月分	申告分													
月分	不足分													

を

年	更正決定分	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	円	円
月分	申告分													
月分	不足分													
年	更正決定分													
月分	申告分													
月分	不足分													

に、

年	・	・	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円
月分				$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	
年	・	・		$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	
月分				$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	
年	・	・		$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	
月分				$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	

を

年	・	・	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円
月分				$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	
年	・	・		$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	
月分				$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$			$\frac{\text{――}}{100}$	

に

改め、同様式その3中

月分	・	・	・	・	円	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円	円
							$\frac{\text{――}}{100}$		
月分	・	・	・	・			$\frac{\text{――}}{100}$		
							$\frac{\text{――}}{100}$		
月分	・	・	・	・			$\frac{\text{――}}{100}$		
							$\frac{\text{――}}{100}$		

を

			円	円	$\frac{\text{――}}{100}$	円	円
--	--	--	---	---	-------------------------	---	---

月分	・	・			$\frac{\quad}{100}$		
					$\frac{\quad}{100}$		
月分	・	・			$\frac{\quad}{100}$		
					$\frac{\quad}{100}$		
月分	・	・			$\frac{\quad}{100}$		
					$\frac{\quad}{100}$		

に改める。

別記第68号様式の5（表）中

加算金	区 分 算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額	を
	過少申告加算金	円 100分の	④ 円	
		100分の		
	不 申 告 加 算 金	100分の	⑤	
		100分の		
	重 加 算 金	100分の	⑥	

加算金	区 分 算 定 の 基 礎 税 額	率	金 額	に
	過少申告加算金	円 100分の	④ 円	
		100分の		
	不 申 告 加 算 金	100分の	⑤	
		100分の		
	重 加 算 金	100分の	⑥	

(北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正)

別記第18号様式その1 (表) 中

	円	
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
	円	

	円	
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
	円	
	$\overline{100}$	

	$\overline{100}$	
円	$\overline{100}$	円
	$\overline{100}$	
円	$\overline{100}$	円
	$\overline{100}$	
円	$\overline{100}$	円
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
③		

を

	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
円	$\overline{100}$	円
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
円	$\overline{100}$	円
	$\overline{100}$	
	$\overline{100}$	
③		

に改め、同様式その2中

年 年	月 月	日～ 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
年 年	月 月	日～ 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円
年 年	月 月	日～ 日	・	・	円	円	$\frac{\quad}{100}$	円

(北海道核燃料税条例施行規則の一部改正)

第4条中「第278条第6項」を「第278条第7項」に改める。

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 第1条中北海道税条例施行規則第16条の3の改正規定 北海道税条例等の一部を改正する条例（令和5年北海道条例第34号）附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日

2 この規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定により交付された北海道徴税吏員証又は北海道検税吏員証は、それぞれこの規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定による北海道徴税吏員証又は北海道検税吏員証とみなす。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

北海道規則第58号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「設備は、」の次に「離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画において振興すべき業種の用に供する」を、「生産等設備」の次に「（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区（第10条第1項において「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）」を、「ものに限る。」の次に「」に限る。」を加え、「に限る。）」を削る。

第10条第1項中「であって」を「（過疎地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であって」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和5年4月1日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 令和5年4月1日以後に新規則第8条第1項に規定する離島振興対策実施地域特別償却設備又は新規則第10条第1項に規定する認定半島産業振興促進計画区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して2月を経過する日とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第59号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年北海道規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「命令」に改める。

第6条及び第9条第1項中「省令」を「命令」に改める。

（北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第13条第2項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第20条第2項中「基準省令」を「基準命令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第29条第2項及び第35条第2項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

第46条第1項第1号中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第47条の6第1項各号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第48条第3項並びに附則第2項第1号及び第13項中「基準省令」を「基準命令」に改める。

（母体保護法施行細則の一部改正）

第3条 母体保護法施行細則（昭和27年北海道規則第229号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「府令」に改める。

第2条第1項、第4条から第6条まで、第8条から第11条まで及び別記第8号様式中「省令」を「府令」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「省令」を「「命令」に改める。

第1条の2第1項中「省令」を「命令」に改める。

第1条の3第1項中「の省令」を「の命令」に改める。

第2条、第10条、第11条、第13条第1項、第13条の2から第13条の2の3まで、第13条の3第1項、第13条の3の2第1項、第13条の3の3第1項、第13条の5、第13条の6、第15条、第19条第2項及び第26条中「省令」を「命令」に改める。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第5条 母子保健法施行細則（昭和57年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

	第1条中「「省令」を「「府令」に改める。
	第2条中「省令」を「府令」に改める。
	（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）
第6条	北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。
	第2条中「基準省令」を「基準府令」に改める。
	第7条及び第9条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
	第10条及び第14条第1項中「基準省令」を「基準府令」に改める。
	第17条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
	第18条第4号中「基準省令」を「基準府令」に改める。
	第23条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
	第27条第4号並びに附則第11項及び第12項中「基準省令」を「基準府令」に改める。
	（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正）
第7条	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和42年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。
	第1条中「「省令」を「「府令」に改める。
	第2条第2項第6号及び第7号並びに第29条から第30条までの規定中「省令」を「府令」に改める。
	（北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）
第8条	北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。
	第2条中「基準省令」を「基準府令」に改める。
	第7条第2項及び第14条第3項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
	（北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）
第9条	北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。
	第2条中「基準省令」を「基準府令」に改める。
	第5条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則	
この規則は、公布の日から施行する。	
訓	令
北海道訓令第11号	
	本 庁 出 先 機 関
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
令和5年7月25日	
北海道知事 鈴木直道	
北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令	
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。	
別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第8項第9号中「「省令」を「「府令」に改め、同項第10号中「省令」を「府令」に改め、同事項第16項第90号中「「省令」を「「命令」に改め、同項第91号中「省令」を「命令」に改め、同表の保健所の事項第4項第7号中「「省令」を「「府令」に改め、同項第8号及び第9号中「省令」を「府令」に改め、同表の児童相談所の事項第1項第10号から第15号までの規定中「省令」を「命令」に改める。	
附 則	
この訓令は、令和5年7月25日から施行する。	